

令和8年1月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月26日(月) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 10名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	欠席	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	欠席	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	欠席
委員	6番	山下 正	委員	14番	欠席

4. 欠席委員 4名  
 3番 日高 仙三  
 4番 脇田 峰生  
 13番 古田 新一  
 14番 名越 直樹

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 第3 議案第2号 非農地証明について
- 第4 議案第3号 あっせんについて
- 第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第6 議案第5号 荒廃農地の非農地判断について

## ○事務局

皆さん、おはようございます。

本日は脇田委員、日高委員、古田委員、名越委員、伊関担当推進委員、中割担当推進委員、住吉担当推進委員から欠席の届出が出ています。

なお、総会は、「現に在任する委員の過半数が出席したときに成立する」となっていますので、本日の総会は成立することを報告します。

本日は、会長が欠席ですので、議長は会長職務代理の11番委員にお願いします。

それでは定刻、定足数に達していますので、令和8年1月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いします。

それでは開会にあたり会長職務代理にご挨拶をいただき、その後に会議の進行をお願いします。

## ○会長職務代理

皆さん、おはようございます。

本日は年が明けて初めて会う方もほとんどですので、改めて、皆さんあけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

本日は会長がお休みのため、自分が進行を行います。大変不慣れであり、ご迷惑をおかけしますが、よろしくお祈りします。

本日は、令和8年1月西之表市農業委員会定例総会を案内しましたところ、委員、推進委員の皆様にはご出席いただきありがとうございます。

さて、年末から寒い日が続いています。霜がおりた話は聞きますが、今のところ寒波による農作物の大きな被害は無いようです。ただバレイショで、そうか病が広がっているようで、10月に植えた早掘りのバレイショでそうか病に感染したものについて、2月1日から3月15日に、以前、市が基腐病の残渣置き場に指定した場所に廃棄できるようにするとのことでした。

また、インフルエンザがはやっています。先週は小学校で学級閉鎖もあったようです。うがい、手洗いをして体調管理には気をつけていただきたいと思います。

簡単ですが、開会の挨拶とします。

本日は、議事運営がスムーズに終わりますよう皆様の協力をよろしくお祈りします。

## ○議長

それでは本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います1番河本委員、5番中村逸夫委員を指名します。

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。

議案の説明の前に、4番は2番委員が譲受人、5番は2番委員が譲渡人となっています。

農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっています。「議事参与の制限」の規定によって2番委員は、議事に参与できません。

従いまして、議事の進行上、「農地法第3条の規定による許可について」のうち「4番、5番」以外を先に審議し、その後「4番、5番」を審議したいと思います。ご異議ありませんか。

### **(異議なしの声)**

#### **○議長**

それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の議案説明を全部通してお願いします。

#### **○事務局**

日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は1ページから3ページです。今月は8件です。

1番です。現和校区庄司浦地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積6,304平米を所有権移転するものです。

2番です。安納校区峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積6,274平米を所有権移転するものです。

3番です。住吉校区上能野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積1,775平米を所有権移転するものです。

4番です。現和校区西俣地区です。台帳地目田、現況地目畑の1筆で登記面積3,179平米を所有権移転するものです。

2ページです。

5番です。現和校区西俣地区です。台帳地目田、現況地目畑の1筆で、登記面積1,802平米を所有権移転するものです。

4番と5番が交換となります。

6番です。現和校区武部地区です。台帳現況地目畑の4筆、登記面積2,381平米と台帳現況地目田の3筆で登記面積2,691平米を所有権移転するものです。

3ページです。

7番です。住吉校区能野里地区と深川地区の2筆です。台帳現況地目畑の2筆で、登記面積が2筆合計2,738平米を所有権移転するものです。

8番です。住吉校区中之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積82平米を所有権移転するものです。

以上で終わります。

#### **○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。

それでは、まず「4番、5番」以外について審議をします。

担当委員の報告をお願いします。番号1番について、2番委員をお願いします。

#### **○2番委員**

2番です。整理番号1について説明をします。

1月24日朝8時半から担当推進委員とともに現地確認調査を行いました。

現地は庄司浦の圃場整備地区内です。以前から譲受人が借りていた畑で、この度、

売買の話がまとまり、今回の申請になったようです。申請地は既にサトウキビが刈り取られていて、株揃えがしてありました。

譲受人は現和在住で、キビ作を中心に大規模経営をしている認定農業者です。機械類も一式揃っていて、技術的にも全く問題ないと思います。譲受人は1週間ぐらい不在でしたので、電話で確認を取り、譲渡人にも電話で確認を取っています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。

以上です。

#### ○議長

続きまして、番号2番について、担当が3番委員ですが、本日欠席ですので事務局報告をお願いします。

#### ○事務局

整理番号2番について報告をします。

譲受人は、安納校区にある安納イモを主に生産する農地所有適格法人の認定農業者です。農業機械も揃っていて、経営、技術ともに問題ありません。

譲渡人には電話で確認を取っているとのことです。ただ、売買価格が低いですが、当事者同士の話し合いで決めたそうです。担当委員からは特に問題はない報告を受けています。

以上です。

#### ○議長

続きまして、番号3番について、6番委員をお願いします。

#### ○6番委員

6番です。整理番号3番について報告します。

1月21日午前8時30分から譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は住吉の能野地区の譲受人の会社の近くで、広域農道の上に位置する圃場でした。現在何も耕作されていませんが、綺麗に整地された状態でした。

譲受人は農業の会社を立ち上げ、サトウキビを耕作し、農業機械も十分なほど揃っていて、従業員も雇って、経営拡大を進めています。

譲渡人には電話で確認をしています。双方確認の結果、許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

#### ○議長

続きまして、番号6番について、9番委員をお願いします。

#### ○9番委員

9番です。今回の所有権移転につきまして報告します。

1月25日の8時30分から担当推進委員と譲受人、譲渡人の立会いのもとで、現場の確認をしました。

譲受人は、現和で酪農を大々的にやっている農地所有適格法人の認定農業者です。機械一式揃っていて、経営、技術ともに問題はありません。双方確認の結果、許可相当と考えます。

以上です。

#### ○議長

それでは、続きまして番号7番、8番について10番委員をお願いします。

## ○10番委員

10番です。7番について報告します。

1月25日午前7時から譲受人に立ち会っていただき、現地調査を実施しました。現地は住吉の中之町の集落の中で、周りは住宅が密集していて、その中の1畝足らずの小さな畑です。地籍調査の時点で名義変更をしていないことが分かり、両方の申し出によって、今回の申請となったようです。

譲受人は農業をされていて、機械等も揃っていますので、問題ないと考えます。

譲渡人は、出張中で自宅にいなかったため、電話で連絡を取って確認しています。次に8番です。

1月24日の8時から譲受人立会いで現地調査を実施しました。

この農地は、譲渡人が大阪在住で、この土地も含めて、種子島にある財産を処分したいということで、前から相談があったところです。

この土地につきましては、譲受人のお母さんが耕作中で耕作者に譲りたいと譲渡人から申し出があり、引き受けたという報告を受けています。

現状はサトウキビを作付けしています。

譲受人は兼業農家です。農機具、技術ともに申し分ないと考えます。

7番、8番ともに許可相当と考えます。

以上です。

## ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

今の7番と8番は報告が逆ですね。

それでは、この件について、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

## ○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の「4番」及び「5番」以外について採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

## ○議長

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、「農地法第3条の規定による許可について」の「4番」及び「5番」以外は許可することに決定しました。

続きまして、「4番」及び「5番」について審議をします。

農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって2番委員の退室を求めます。

(2番委員議場退室)

## ○議長

それでは番号「4番」及び「5番」について9番委員、報告をお願いします。

## ○9番委員

9番です。

1月24日8時から担当推進委員、譲受人、譲渡人立会いで現地確認をしました。

4番と5番が交換なのでそれぞれ譲渡人と譲受人が入れ替わる形ですので4番、5番まとめて報告します。

今回の申請につきましては、双方納得して申請をしています。農業経営、技術は何ら問題ないということで、4番、5番ともに許可相当と考えます。

**○議長**

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件について、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、質疑を終了し、これから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の「4番」及び「5番」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、「農地法第3条の規定による許可について」の「4番」及び「5番」は、許可することに決定しました。

2番委員の入室をお願いします。

**(2番委員議場入室)**

**○議長**

続きまして、日程第3、議案第2号「非農地証明について」です。議案説明を求めます。

**○事務局**

日程第3、議案第2号「非農地証明について」を説明します。資料は4ページです。今月は1件です。

1番です。下西校区川迎地区の2筆で台帳地目は田と畑ですが、現況は原野となっています。耕作しなくなった時期については平成元年4月1日ごろです。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。

続きまして、13日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

**○9番委員**

9番です。

今月13日に担当委員、担当推進委員、事務局で合同現地調査を行いました。

平成元年から耕作されてないということで、今からどうにもできないという状態でした。耕作するにも、田は面積も少なく、畑は2反ぐらいあり、広いのですけれども、道路が狭くて、サトウキビを作るにしても、中出しが必要で、その本人も耕作できないということで荒れています。その隣にもいろいろ畑もあるのでありますが、そちらも荒れています。

以上のことから、これ以上どうもできないということで、交付基準1の（イ）に該当するというので、非農地にしても問題ないと意見の一致を見えています。

以上です。

#### ○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。この件に関して担当委員の補足がありましたらお願いします。

担当委員が自分ですので報告します。

#### ○11番委員

田につきましては道がなくて、周りの田も荒れていて、非農地として認めてもいいと意見の一致を見ました。

畑の方ですけれども、周りの畑も続いて荒れてる状態で、道はあるのですけれども、車でUターンするスペースがなくて、バックで下がるような狭い道です。周りも作る人がいなくなって、この辺はすごく荒れている状態です。

サトウキビを作る人も借りない場所です。場所としてはすごくいい場所なのですが、道が狭いため借り手が見つからない場所です。今回は本人も作らないということなので、非農地で問題ないと意見の一致を見ました。

以上です。

#### ○議長

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

#### ○7番委員

7番です。

現地はどこら辺になりますか。

#### ○11番委員

下西校区公民館の近くにお寺があつて、そのお寺から中に入っていたところにあります。

#### ○議長

他にありますか。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから、議案第2号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の議員の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### ○議長

ありがとうございます。

全員一致で賛成ですので、本案は原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第3号「あっせんについて」を議案とします。事務局、議案説明を求めます。

#### ○事務局

日程第4、議案第3号「あっせんについて」を説明します。

説明の前に、先月の総会であっせん委員から「申し出地が荒れている」という指摘

がありましたが、確認したところ、以前借りていた人が3月までに畑を綺麗にして返すことを約束しているということでした。

それでは説明します。資料は5ページです。今月の申し出は2件です。

1番です。「貸したい」の申し出です。

場所は現和校区武部地区の5筆です。希望等については、地代は相談に応じることでした。

あっせん委員は2番 鮫島繁樹委員と9番 鮫島貞人委員にお願いします。

2番です。「売りたい」の申し出です。

場所は上西校区横山地区の2筆です。希望等については、1段目は相続登記の費用がかかったため、費用の150,000円程度あればいいとのことでした。

買い手がない場合は、年5,000円で貸したいと考えているということでした。

あっせん委員は、12番 日笠山委員と4番 脇田委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

ただ今の説明に対して質疑・意見等はありませんか。

(挙手無し)

### ○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いします。

続きまして、日程第5、議案第4号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明を求めます。

### ○事務局

日程第5、議案第4号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は6ページです。

1段目です。期間が令和8年2月28日から令和13年2月27日までの5年間、地目畑、面積51,723平米です。利用権の設定をする者9人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和8年2月28日から令和18年2月27日までの10年間、地目田、面積5,323平米、地目畑、面積31,496平米、合計36,819平米です。利用権の設定をする者9人、受ける者1人です。

内訳については7ページを、詳細については8ページから25ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は26ページです。

1段目です。期間が令和8年2月28日から令和13年2月27日までの5年間、地目畑、面積51,723平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者7人です。

2段目です。期間が令和8年2月28日から令和18年2月27日までの10年間、地目田、面積5,323平米、地目畑、面積31,496平米、合計36,819平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。

内訳については27ページを、詳細については28ページから38ページをご覧ください。

ださい。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。

ただ今の説明に対して質疑・意見等ありますか。

(挙手無し)

**○議長**

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第4号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

**○議長**

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第5号「荒廃農地の非農地判断について」を議題とします。議案説明を求めます。

**○事務局**

日程第6、議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」を説明します。資料は、39ページから53ページです。

すみません、記載誤りがありましたので資料の修正をお願いします。

まず、40ページの28番と29番、41ページの54番の削除をお願いします。

続きまして45ページ134番、46ページ中段辺り165番、48ページ下段あたりの219番、51ページの284番と286番、52ページの301番と311番の削除をお願いします。

それに伴って53ページの集計表も修正となります。

田の現況地目原野が54筆を52筆に、面積が68,479平米を67,127平米に、畑の現況地目原野が、216筆を208筆、面積が336,489平米を322,386平米に、合計の315筆を305筆に、面積463,493平米を448,038平米に修正をお願いします。

それでは、説明します。

対象農地については、7月から9月に委員の皆さんに実施していただいた農地の利用状況調査において、荒廃農地として挙げていただいた農地を本日の定例総会において非農地として判断するかどうかを審議してもらうものです。先月再度、皆さんに現地を確認していただいた結果を現況地目欄に記載しています。

なお、対象農地は305筆448,038平米のうち、原野が260筆、389,513平米、雑種地が3筆4,204平米、山林が42筆54,321平米となっています。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。

ただ今の説明に対して、質疑・意見等はありませんか。

**○現和担当推進委員**

今の訂正をしたところですが、訂正した理由を教えてください。

**○事務局**

今回削除した理由は、すでに令和5年1月に非農地判断したものがありません。また、貸借の契約中のもので、今後、合意解約の手続きをして、原状回復するものと来年度に非農地判断するもので、今回の非農地判断する農地としては対象外のものを削除しました。

事務局側の確認ミスであり、皆さんが調査した結果を無駄にした訳ではございませんのでご理解ください。

**○議長**

他にありますか。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第5号「荒廃農地の非農地判断について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

皆さん、不慣れな進行でしたがご協力ありがとうございました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

1 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

5 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印